

## 溶接構造物非破壊検査事業者認定に関する件

一般社団法人日本溶接協会  
溶接検査認定委員会

2015年8月28日に、国土交通省 近畿地方整備局が「国道24号勸進橋補修・補強工事における溶接不良について」のプレス発表を行いました。これによると、国道24号勸進橋(国土交通省管理)において、2013年度及び2014年度に発注した補修・補強工事で、落橋防止装置等の溶接部材における溶接不良が発見されました。その時点で現地調査ができたうち、約70%(80部材中58部材)に溶接欠陥が発見されています。

発表によれば、元請のショーボンド建設(株)が部材製作を下請け業者である久富産業(株)に発注し、久富産業(株)が検査業務を北陸溶接検査事務所(以下当該検査会社という)に発注したものです。プレス発表によると久富産業(株)が溶接工法の一部を意図的に怠っていた可能性が高いこと、超音波探傷試験(以下UTという)では、当該検査会社の社員が不良データの隠蔽を行っていた可能性があるとのことです。

当協会では1965年より非破壊検査事業者に対し事業者認定(CIW認定)を行っておりますが、当該検査会社は当協会が認定したCIW認定事業者であるため、2015年9月3日及び9月15日に溶接検査認定委員会 認定審査委員会として当該検査会社の立入り調査を実施しました。その際、国交省及び福井県の職員が同行しました。

調査の結果、ショーボンド建設(株)は久富産業(株)にいわゆる第三者検査を要求していたとしていますが、当該検査会社は久富産業(株)の社内検査であるとの認識で、検査員1名を常駐する形で派遣していたとのことでした(本来、社内検査を行った検査会社が同じ対象物の受入検査を行うことは不適切であります)。

本来は全数溶接部が完了した時点で、全体の10%の抜き取り検査を実施すべきところ、品質マニュアルに定められている検査要領書や契約書も交わされておらず、久富産業(株)の指示により、当該事業者の検査員は、全体の20~30%が完成した時点で、その中から全体の10%にあたる数量のUTを実施していたとのことであります。残り70~80%に対しては、検査を実施していなかったとのことです。また、全製品が完成した時点でのショーボンド建設(株)の立会い検査時には、久富産業(株)の指示によって一部溶接不良部の隠蔽(立会い検査時に溶接不良箇所が出ないように探触子の向きを変えて操作したこと)を行っていたとも明らかになりました。

当該検査会社において、本来であれば全ての検査業務を品質マニュアルの対象とすべきところ、久富産業(株)の検査業務を社内検査と判断し品質マニュアルの対象外としていたことは、CIW認定基準WES 8701:2013に照らして不適合であると判断致します。

また、CIW 認定基準では、CIW 認定事業者各社に倫理要綱を定め運営管理することを要求していますが、各々の検査員も含めた不正な行為の禁止は重要な要求事項であります。今回の事例に関しては、当該検査会社の検査員個人の行為であったとしても、検査報告書は会社名で発行されており、組織としての責任は免れず、既述の一部溶接不良部の隠蔽を行ったことは倫理規定に対する重大な不適合となります。

以上の調査結果に基づき、溶接検査認定委員会 倫理委員会及び当委員会において審議した結果、当委員会は、当該 CIW 認定事業者に対して、下記のとおり処置することに決定したので、ここに報告致します。

なお、今回の事例を受け、当委員会としては再発防止対策として、審査方法等をより厳格化し、CIW 認定制度をより信頼性の高い制度にしていくことを検討致します。

## 記

委員会は、当該 CIW 認定事業者の検査業務は WES 8701:2013 に規定する 12.2 項 b) 「認定期間中における事業活動において不適合があった場合」に該当すると判断し、2015 年 10 月 1 日付で「認定の停止」とする。

なお、規定で定める停止の期間は定めず、認定要件の充足を確認できるまでとする。

以上